

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長
2	要望の内容	<p>措置の対象 P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を延長すること。</p> <p>措置内容 特別償却措置（初年度 14/100）</p>
3	担当部局	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>P C B 汚染物等処理用設備 P C B 汚染物等処理用設備は、平成 13 年度に拡充され、平成 15 年度・平成 17 年度・平成 18 年度、平成 20 年度税制改正において、2 年間の延長が認められ、平成 22 年度税制改正要望においては、対象を環境大臣による無害化認定を受けて設置された施設に限定し、1 年間の延長が認められた。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 石綿含有廃棄物無害化処理用設備は、平成 18 年度に拡充され、平成 19 年度税制改正において、産業廃棄物処理用設備のうちばい煙処理装置を石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに対象を限定され、平成 20 年度税制改正において、2 年間の延長が認められ、平成 22 年度税制改正要望において、1 年間の延長が認められた。</p>
6	適用又は延長期間	2 年間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の整備を促進することを通じて、P C B 廃棄物、石綿含有廃棄物等の適正な処理の確保し、もって生活環境の保全を図ることを目的とするものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 10 条 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）第 3 条
	政策目的及びその根拠	

		<p>・ アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合とりまとめ）（以下、該当箇所抜粋）</p> <p>「アスベスト廃棄物処理施設（熔融施設、破碎施設等）を所得税・法人税の特別償却の対象施設として追加する等の税制上の措置により、アスベスト廃棄物の無害化処理を促進する。また、無害化処理の研究・技術開発を支援する。」</p>											
	政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物・リサイクル対策の推進											
	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>PCB 汚染物等無害化処理用設備 無害化処理施設の設置を進め、PCB 廃棄物特別措置法に基づき微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理を完了する。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。</p>											
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿含有廃棄物処理量（単位） ・ PCB 汚染廃棄物等処理量（単位） 											
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制優遇措置により、PCB 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の設置が促進され、そのことにより有害性のある微量 PCB 汚染廃電気機器等や石綿含有廃棄物等の無害化処理が進み、もって生活環境の保全に資する。</p>											
8	有効性等	適用数等	<p>< 過去実績 ></p> <p>PCB 汚染物等無害化処理用設備（単位：件）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> </table> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：件）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	平成 19 年度	6	平成 20 年度	3	平成 21 年度	6	平成 19 年度	1	平成 20 年度	0
平成 19 年度	6												
平成 20 年度	3												
平成 21 年度	6												
平成 19 年度	1												
平成 20 年度	0												

		<p>平成 21 年度 0</p> <p>< 今後の見込み > P C B 汚染物等無害化処理用設備（単位：件） 期間内におおむね 10 件が見込まれる。</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：件） 期間内におおむね 6 件が見込まれる。</p>
	減収額	<p>< 過去実績 ></p> <p>P C B 汚染物等無害化処理用設備（単位：百万円）</p> <p>平成 19 年度 1,258 平成 20 年度 302 平成 21 年度 704</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：百万円）</p> <p>平成 19 年度 315 平成 20 年度 0 平成 21 年度 0</p> <p>< 今後の見込み > 期間内におおむね 270（百万円）の減収が見込まれる。</p>
	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 20 年度～平成 22 年度）</p> <p>本税制優遇措置により、P C B 汚染物等無害化処理用設備に設置についてはおおむね 10 件、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に設置についてはおおむね 6 件の設置がそれぞれ見込まれ、そのことにより有害性のある微量 P C B 汚染廃電気機器等や石綿含有廃棄物等の無害化処理が進み、もって生活環境の保全につながるものと考えている。</p> <p>なお、平成 22 年 8 月の段階で、無害化処理認定申請を行った事業者は 6 社、認定を受けた事業者は 3 社となっている。今後さらに申請件数が増加するものと見込まれる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 24 年度）</p> <p>期間内におおむね 11,000 トンの処理が見込まれる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度）</p> <p>石綿含有廃棄物等については、建築物の解体等の増加によ</p>

			<p>り大量に発生すると考えられることから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、その処理方法は事実上、最終処分場に埋め立てる方法に限られているところであり、一刻も早い無害化処理施設の整備が求められている。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、法に基づく期限内処理の推進のために、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させなければならない。</p> <p>仮に本税制優遇措置が延長されなかった場合、有害性のあるこれら廃棄物の無害化処理が促進されず、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態や最終処分場のひっ迫を招くことが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成20年度～平成22年度)</p> <p>本無害化認定制度は、平成18年に創設されたものであり、微量PCB汚染廃電気機器等については、平成21年11月に無害化認定制度の対象となったところ。</p> <p>平成22年8月の段階で、無害化処理認定申請を行った事業者は6社、認定を受けた事業者は3者となっている。今後さらに申請件数が増加するものと見込まれる。</p>
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>PCB 廃棄物・石綿廃棄物の施設は設置時のコストが高額であり、税制措置による支援が適当。</p>
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (11,874 千円) ・PCB 廃棄物適正処理対策推進事業 (100,073 千円の内数) <p>地方税：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税標準の特例 <p>融 資：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫による融資制度(環境・エネルギー対策資金) <p>PCB 廃棄物・石綿含有廃棄物の無害化処理技術を認定するなど、これら廃棄物の適正処理を促進するための予算措置については事業者による処理施設の設置を直接に促進するものではない。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	

10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	環境未来都市整備地域における税制上の特例措置
2	要望の内容	< 国税・地方税 > 環境未来都市整備促進法(仮称)に基づき、環境未来都市整備地域において税制のグリーン化等の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	環境省総合環境政策局環境計画課
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	2020 年まで
7	必要性等	<p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的) 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)に位置付けられた環境未来都市構想を実現する。</p> <p>(21 世紀の日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクト) <u>強みを活かす成長分野</u> <u>・グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト</u></p> <p>2. 「環境未来都市」構想 未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」を創設する。具体的には、内外に誇れる「緑豊かな、人の温もりの感じられる」まちづくりのもとで、「事業性、他の都市への波及効果」を十分に勘案し、スマートグリッド、再生可能エネルギー、次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築、事業再編や関連産業の育成、再生可能エネルギーの総合的な利用拡大等の施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に集中投入する。</p> <p>このための新法を整備する(環境未来都市整備促進法(仮称))。関係府省は、次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中し、規制改革、税制のグリーン化等の制度改革を含め徹底的な支援を行う。また、都市全体を輸出パッケージとして、アジア諸国との政府間提携を進める。</p>
	政策目的及びその根拠	<p>(政策目的の根拠) 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)</p>
	政策体系における政策目的の位置付け	環境・経済・社会の統合的向上

		達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出す。</p>
			<p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <p>環境未来都市整備地域における環境関連新規市場規模、環境分野の新規雇用、温室効果ガスの排出削減量等</p>
			<p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>新成長戦略に位置付けられた環境未来都市構想を実現するためには、国内外に普及展開を図ることができる世界トップクラスの成功事例を生み出すことが必要である。そのためには、租税特別措置等の総合的な政策パッケージを活用しながら、環境未来都市整備地域における環境分野に対する集中投資を行うこと重要である。</p>
8	有効性等	適用数等	-
		減収額	-
		効果・達成目標の実現状況	<p>(政策目的の実現状況)</p> <p>環境未来都市整備地域における環境分野に対する集中投資により、関連する個別の製品等の普及拡大のみならず、関連産業の集積や産業間の連携強化等を通じて、新たな技術、仕組み、サービス、まちづくりの創出にもつながる。その上で、国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p>
		<p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)</p> <p>環境未来都市整備地域における環境分野に対する集中投資により、新たな市場と雇用を生み出すとともに、温室効果ガス排出量等の環境負荷を低減させることができる。</p>	
		<p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)</p> <p>租税特別措置等と予算上の措置等との相乗効果が失われれば、環境分野に対する投資が十分に進まず、新たな技術、仕組み、サービス、まちづくりの創出に時間を要し、海外への展開を図るタイミングを逸してしまう可能性があること、また、国内外に普及展開を図ることができる水準の成功事例を生み出すことができなくなる可能性があること等が考えられる。</p>	
		<p>(税収減を是認するような効果の有無)</p> <p>租税特別措置等により実現しようとする政策目的に記載したとおり、最終的には、世界トップクラスの成功事例を国内外に普及展開し、新たな経済成長につなげることを目的としており、将来的には、税収減を上回る追加的な税収が期待できる。</p>	

9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	企業の投資は、各企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、各企業の投資を促進する施策を講ずる必要がある。その際には、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	新成長戦略において、「関係府省は、次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中し、規制改革、税制のグリーン化等の制度改革を含め徹底的な支援を行う。」と明記されていることを踏まえ、環境未来都市整備地域において、租税特別措置、予算上の措置等を総合的な政策パッケージとして講ずる。
		地方公共団体が協力する相当性	環境未来都市整備地域において、租税特別措置、予算上の措置等を総合的な政策パッケージとして講ずることにより、当該地域の活性化に資するものである。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	グリーン投資減税(旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)
2	要望の内容	<p>(1)制度のコンセプト エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源CO₂排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要。 新成長戦略の観点からも、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が重要である。 こうした観点から、新たな投資促進税制を創設し、環境エネルギー産業・市場の成長といった好循環を形成し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する。</p> <p>(2)対象者 青色申告書を提出する法人又は個人のうち、対象設備(エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備)に対する投資を実施した者</p> <p>(3)対象設備 エネルギー基本計画においては、産業、運輸、業務部門のそれぞれについてCO₂削減目標が示されている。本税制は、その目標達成を通じてエネルギーの環境への適合を図るべく、部門ごとに対象設備を設定する。その際、各部門に共通して、個々の設備ごとに)エネルギーの使用の合理化に著しく資すること、又は)使用に際してのエネルギーの消費に係るCO₂排出量が著しく低いことを要件とし、かつ、当該設備を本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO₂排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備を対象を重点化する。 また、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、上記とは別に再生可能エネルギー利用設備を対象とする。</p> <p>(4)措置の内容 政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果(エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、その後1年以内に事業の用を供した場合に、次のいずれか一方を選択し、税制優遇を受けられるものとする。 普通償却に加えて、基準取得額の40%相当額を限度として償却できる特別償却 中小企業者に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。ただし、その限度控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額を限度とする。</p> <p>(5)措置期間 企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を有することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。</p>
3	担当部局	地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成22年8月

5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度(新設)
6	適用又は延長期間	平成 23 年度～平成 25 年度(3 年間)
7	必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。</p> <p>エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー起源CO₂は、2030年に90年比 30%程度もしくはそれ以上の削減 <p>(産業部門)1990年:487百万トン 2030年:350百万トン(27%) (運輸部門)1990年:217百万トン 2030年:154百万トン(29%) (業務部門)1990年:164百万トン 2030年:104百万トン(37%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について2020年までに10%に達することを目指す。 <p>新成長戦略(平成 22 年 6 月)</p> <p>(2020年までの目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50兆円超の環境関連新規市場 ・140万人の環境分野の新規雇用 ・日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を13億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当) <p>こうした政府レベルの目標に即し、エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、環境エネルギー産業・市場の成長を政策目的とする「グリーン投資減税」を創設する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月閣議決定) 新成長戦略(平成 22 年 6 月閣議決定) 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(平成 21 年 7 月成立)</p> <p>第 7 条「政府は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。」</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>地球温暖化対策の推進</p> <p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>エネルギー起源CO₂排出量削減効果: (産業部門)12.2百万トン (運輸部門)1.1百万トン</p>

			<p>(業務部門)3.6 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算)</p>
			<p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標) ・エネルギー起源CO2排出量削減量 ・再生可能エネルギー導入量</p>
			<p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) <平成23年度から平成25年度におけるエネルギー起源CO2排出削減効果> (産業部門)12.2 百万トン 2030年には90年比27%のCO2削減を目標としているところ、上記は90年排出量の2%に相当。 (運輸部門)1.1 百万トン 2030年には90年比29%のCO2削減を目標としているところ、上記は90年排出量の0.5%に相当。 (業務部門)3.6 百万トン 2030年には90年比37%のCO2削減を目標としているところ、上記は90年排出量の2%に相当。 <平成23年度から平成25年度における再生可能エネルギー導入見込み> 1.5 百万 kl(原油換算) 08年の再生可能エネルギー量の1%に相当。</p>
8	有効性等	適用数等	<p>適用事業者数(見込み) 平成23年度 のべ67,000 産業部門:32,000 運輸部門:17,000 業務部門:17,000 再生可能エネルギー部門:1,000 経済産業省ヒアリング調査を基に推計 業種、事業規模を問わず、幅広い事業者による適用が見込まれる。</p>
		減収額	平成23年度 40,340 百万円
		効果ないし達成目標の実現状況	<p>(政策目的の実現状況) 今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、省エネ・低炭素設備に対する投資が加速化される。そうして省エネ・低炭素設備の普及が拡大することにより、エネルギー起源CO2の削減、すなわちエネルギーの環境への適合に資する。 また、省エネ設備の導入拡大によりエネルギーの使用合理化が進み、再生可能エネルギー利用設備の導入拡大によりエネルギー源が多様化することから、エネルギーの安定供給の確保に資する。 さらに、省エネ・低炭素設備に対する投資が促進されることから、環境エネルギー産業・市場の成長に資する。</p> <p>(租税特別措置等による達成目標の実現状況)(分析対象期間:平成23年度~平成25年度) 対象設備の普及拡大により、以下の目標を実現する。 エネルギー起源CO2排出量削減効果: (産業部門)12.2 百万トン (運輸部門)1.1 百万トン</p>

			<p>(業務部門)3.6 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算) 本税制措置が講じられたと仮定して平成23年から25年に導入されることが見込まれる対象設備の台数と、設備当たりのCO2削減効果(再生可能エネルギー導入効果)から試算。</p> <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)(分析対象期間:平成23年度~平成25年度) 本税制が新設されなかった場合、対象設備の導入が進まないため、上記の目標数値は、以下のように限定的となる見込み。 エネルギー起源CO2排出量削減効果: (産業部門)2.0 百万トン (運輸部門)0.3 百万トン (業務部門)1.3 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:0.3kl(原油換算)</p> <p>(税込減を是認するような効果の有無)(分析対象期間:平成23年度~平成25年度) 上記のように、本税制により、省エネ・低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度の相当程度のCO2排出削減効果及び再生可能エネルギー導入拡大効果が見込まれる。これにより、エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、環境エネルギー産業・市場の成長という本税制の政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税込減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>エネルギー基本計画においては、「本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である」とされている。</p> <p>本税制は、個々の設備の性能要件を設け、エネルギーの使用の合理化に著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加え、本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化することとしている。このように、政策目的に照らして効果の高い設備に支援対象を重点化し、必要最小限の国民負担で最大限の効果が得られるようにしている。</p> <p>また、予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置とし、これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うこととしている。このようにポリシーミックスを構築し、重複のない、かつ、連続した施策手段を講じている。</p> <p>省エネ関連・新エネ関連の予算上の措置との関係 予算上の措置については、本税制の対象設備と比較して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、長期的な視点から重要な役割を担う技術開発や実証実験、等を推進するための措置として整理できる。</p> <p>(産業部門) グリーン投資減税</p>

市場導入が進みつつあるものであって、相当程度の効果が見込まれ、その普及を促進するもの。

エネルギー使用合理化支援事業者支援補助

将来的に技術の普及性が見込まれる先端的な省エネ技術・設備の導入を支援するもの。

省エネ財政投融资

市場への導入が進みつつあるものであって、中小企業への導入支援の重点化が必要なもの。

低炭素投資促進法(リース保険)

市場への導入が進みつつあるものの、市場形成が不十分な設備について、広く薄く支援することで、その普及を促進するもの。

(新エネルギー部門)

グリーン投資減税

キャッシュフローの改善による初期投資の軽減(特別償却)。初期投資コストの低減により、導入対象の裾野を広げるとともに、補助金の動向次第では(下記参照)、投資の前倒し・加速化を進めていく役割は今後高まっていくものと思われる。

固定価格買取制度

現在太陽光発電余剰買取に限定。現在検討中の全量固定価格買取制度については、事業期間全体での収入の押し上げによって、事業そのものの経済性向上を図ることを目的とするもの(ランニングコストの軽減)。

新エネルギー等事業者支援補助金

初期投資に係るイニシャルコストを軽減させる。上記全量固定価格買取制度の施行に合わせて、対象の見直し等を検討中。

太陽光発電設備に係る課税標準の特例

太陽光発電設備設置者の維持費用の軽減を図るもの。

エコカー補助金・エコカー税制等自動車支援措置との関係

補助制度は、裾野の広い自動車産業の活性化が景気の早期回復のためにも不可欠との観点で、主に一般消費者を対象に、環境性能の良い新車の購入を促進するものである。これに対して、本税制措置は、主に事業者への支援を企図するものである。また、導入段階にありながらも十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業(CEV補助金)

本格的に市場投入されるクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るもの。

環境対応社普及促進対策費補助金(エコカー補助金)

環境性能のよい新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策の実現を図るもの。

自動車重量税・自動車取得税の時限的減免(エコカー減税)

自動車需要の急激な落ち込み等の景気動向を踏まえた内需振興と環境対策を図ることを目的に、3年間の時限措置をして実施するもの。

自動車税グリーン税制

ユーザーの低公害車取得意欲及び企業の開発意欲双方を刺激し、環境性能に優れた自動車の加速度的な普及を図るもの。

燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置

低公害車の普及促進を図るうえで、燃料供給設備の整備が必要不可欠なため、設置

			<p>者の維持費用の軽減を図るもの。</p> <p>財投資付 (NOx・PM 法関連)</p> <p>中小企業等に対して、低利融資による経済的支援を行うことにより、低公害車の普及促進を図るもの。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	<p>エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保を実現することは、地方公共団体の活動にも不可欠であり、また、本税制により地方公共団体においても省エネ設備等への投資が促進され、地域経済活性化に資することから、地方公共団体にとってもメリットのあるものである。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置
2	要望の内容	<p>【国税】</p> <p>(1) 認定特定非営利活動法人に対する寄附者に関して、その所得税に税額控除方式(控除率: 国税 40%、地方税 10%、控除限度額: 25%)を導入し、現-行の所得控除との選択制とする(新設)。</p> <p>(2) 認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、認定の要件の一つであるパブリック・サポート・テスト(PST)に「3,000 円以上の寄附者が 100 名以上」という基準を導入する(新設)。</p> <p>(3) 地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人に関して、PST要件等を求めないこととする((7)関連)(新設)。</p> <p>(4) 認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する(新設)。</p> <p>(5) 認定特定非営利活動法人に関して、みなし寄附金の控除限度額を所得金額の 50%(または 200 万円)へ引き上げる(現行 20%)(拡充)。</p> <p>(6) 認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、PSTの基準値を 1/5 とする特例を恒久化する(本則 1/3)(延長)。</p> <p>【地方税】</p> <p>(7) 特定非営利活動法人に対する寄附者に関し、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を、地方団体が条例に基づき独自に指定できる仕組みを導入する((3)関連)(新設)。</p> <p>(8) 認定特定非営利活動法人及び上記条例指定された特定非営利活動法人に対する寄附者に関して、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の 5 千円から 2 千円に引き下げる(新設)。</p>
3	担当部局	部局(課)名: 総合環境政策局環境経済課環境教育推進室
	評価実施時期	平成 22 年 7 月(23 年度税制改正要望とりまとめ時)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 13 年度の認定特定非営利活動法人制度創設以降、平成 13・14・15・18・20 年度と要望を提出し、累次の改正が行われてきた。
6	適用又は延長期間	恒久化(制度化)を要望。
7	必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野において共助の精神で参加することによって担われる必要がある。これがいわゆる</p>

		<p>「新しい公共」のイメージであり、この担い手の一つが特定非営利活動法人である。</p> <p>同法人は現在全国で約4万法人を数えるが、財政基盤に不安を抱えているところも多く、活動の継続性を確保するためには、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>上記の状況を踏まえて、税制調査会の下に「市民公益税制PT」が設置され、寄附優遇税制の拡充や認定NPO法人の認定基準の見直し等について集中的な議論が行われ、その成果が今回「中間報告書」という形でまとめられた。</p> <p>今回は、上記の問題意識の下、それに対応する施策をとりまとめた「中間報告書」の主な施策について、改めて税制改正要望するものである。</p> <p>(政策目的の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新成長戦略」(平成22年6月18日 閣議決定) 第3章(6)雇用・人材戦略(国民参加と「新しい公共」の支援) P33「...また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」 ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日) P5「...「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。 ...」 ・「市民公益税制 PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム平成22年4月8日) P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準(PST等)の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税)...以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。...」
	政策体系における政策目的の位置付け	環境・経済・社会の統合的向上
	達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動が市民一人一人の寄附によって支えられる環境を整備することで、これら法人の活動の一層の促進を図る。特に、認定といった税制上の優遇を伴う措置の付与に関しては、法人の活動を身近に見ている地方団体等の判断を尊重する仕組みとする。 <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(特定非営利活動法人を含む)NPO等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5~10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%) 6.5千億円~1兆3千億円(GDP比0.1~0.2%))とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画」(工程表)p82)。 <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人については、その財政基盤の脆弱さが、その活動を維持する上での問題とされている。目標である法人活動が寄附によって支えられる環境の整備により、法人の財政上の問題が緩和され、法人活動が促進されることになる。これは、国民一人一人の寄附を通じて法人の活動を支えること、すなわち「新しい公共」へ参加すること、これは政策目的に相当する。

<p>8 有効性等</p>	<p>適用数等</p>	<p>認定特定非営利活動法人数(平成 20、21 年度末は実績。平成 22、23 年度末は推計。平成 23 年度末には仮認定法人数を含む。)…2(1)、(2)、(6)、(8)関連 (平成 20 年度末)93 法人 (平成 21 年度末)127 法人 (平成 22 年度末)約 260 法人 (平成 23 年度末)約 1,100 法人(うち仮認定法人約 700 法人) 条例指定を受ける特定非営利活動法人数(推計)…2(3)、(7)関連 (平成 23 年度末)約 700 法人 仮認定法人数(推計)…2(4)関連 (平成 23 年度末)約 700 法人 みなし寄附金制度を利用する法人数(すべて推計)…2(5)関連 (平成 20 年度末)8 法人 (平成 21 年度末)10 法人 (平成 22 年度末)約 20 法人 (平成 23 年度末)約 30 法人</p> <p style="text-align: right;">以上についての算定根拠は(別添1)参照。</p> <p>拡充・延長の要望について想定より僅少でないか、偏っていないか</p> <p>・認定法人数の推移 PST 基準の引き下げの効果、及び個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人数は、すなわち認定特定非営利活動法人数の推移で見ることとなる。認定法人数の推移については、特に事前に想定した数値目標は立てていないが、制度創設以来、増加してきている(13 年度末 3 法人、14 年度末 12 法人、15 年度末 22 法人、16 年度末 30 法人、17 年度末 40 法人、18 年度末 58 法人、19 年度末 80 法人、20 年度末 93 法人、21 年度末 127 法人。いずれも実績)。</p> <p>・みなし寄附金制度の利用法人数 みなし寄附金制度の利用状況については、認定法人にアンケート調査を実施しているところ。認定法人数が年々増える中で、回答があった法人のうち、利用している法人の比率は過去毎年 8%前後と安定しており、同制度の利用者が特定の法人に偏っていることはないと考えられる。</p>
	<p>減収額</p>	<p>寄附金の税額控除に伴う減収見込み(23 年度推計)…2(1)関連 ・国税約 1.2 億円、地方税約 0.6 億円</p> <p>みなし寄附金の控除限度額の引上げに伴う減収見込み(23 年度推計)…2(5)関連 ・国税約 700 万円、地方税約 230 万円</p> <p>個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込み (23 年度推計)…2(7)、(8)関連 ・国税約 3,500 万円、地方税約 900 万円</p> <p>なお、2.(2)、(3)、(4)、(6)の影響は、それぞれの減収見込み額に含まれている。つまり、それぞれは認定基準に係るものであり、結果として認定法人数の変化として表れる。そして、上記それぞれの減収見込み額は認定法人数の変化を踏まえたものである。</p> <p style="text-align: right;">以上についての算定根拠は(別添2)参照。</p>
	<p>効果・達成目標の実現状況</p>	<p>(政策目的の実現状況)(分析対象期間:平成 23 年度) ・租税特別措置に関する要望内容(2.)は大きく分けて、ア)法人への寄附を促すもの(2.(1)(8))、イ)一定の活動を行っている、もしくは行う意欲がある法人であるにもかかわらず、今までは PST 基準を満たすこと等が出来ずに認定が得られていない法人について認定もしくは認定に準ずる措置を与えるもの(2.(2)(3)(4)(6)(7)、ウ)寄附以外に事業もそれなりに行っている法</p>

		<p>人への措置(2.(5))となる。 特定非営利活動法人には財政基盤が脆弱で、その活動の継続性に支障をきたしているところも多い。このような状況において、一般的に寄附を促す環境が整備される(上記ア)上に、認定を得る(上記イ)ことで個人等からの寄附の税制上の優遇措置が付与されれば、法人にとっての財政上の問題が緩和され、その活動が促進されることになる。加えて、認定を取得することで、「みなし寄附金制度」の活用により課税所得を減らすことができる(上記ウ)ため、さらに法人の財政にとってプラスとなる。</p> <p>具体的には、23年度末には認定法人・仮認定法人の数が約1,100法人となると試算されるほか、これとは別に条例指定により本認定並の扱いとなる法人が約700法人になると試算される(21年度末認定法人数の実績は127法人)。これら法人への寄附が増加すること、及びこれら法人の活動が活発になることが、すなわち、政策目的である「新しい公共」実現への一つの道筋となる。</p> <p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>・「測定指標」は、2020年(平成32年)に特定非営利活動法人を含むNPO等に対する個人の寄附額を09年(平成21年)と比べてGDP比5~10倍増とすることを目指すものであり、特定非営利活動法人への個人寄附に限定した目標ではない。しかし、認定法人数の推移に着目すれば、21年度末の認定法人数の実績127法人に対して、上記租税特別措置等(2.)によって、23年度末には認定法人・仮認定法人数が約1,100法人、条例指定による法人が約700法人になると試算され、この法人数の増加に相当する寄附総額の増加が見込まれる。</p> <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>・認定法人数で比べてみると、仮認定制度がない現状のままでは23年度末は約400法人と試算される。一方、租税特別措置等(2.)の新設により達成されると見込まれる法人数(23年度末、認定法人・仮認定法人 約1,100法人、条例指定法人 約700法人)の1/4にとどまる。</p> <p>(税収減を是認するような効果の有無)(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>・平成16年度、特定非営利活動法人(約2.1万法人)が生み出した付加価値は約1,000億円といわれる(内閣府非営利サテライト勘定報告書)。1法人当たりの付加価値は約480万円となる。</p> <p>一方、認定法人数は租税特別措置等の新設等により、措置等がない場合に比べて23年度末には約1,400法人増えると試算される(上記参照)。また、認定法人の社員数(中央値)は一般法人の約3.7倍であり(内閣府アンケート調査)、付加価値もそれに比例するとすれば、認定法人1法人当たりの付加価値は約1,800万円となる。</p> <p>これより、認定法人が約1,400法人増加することによる23年度の付加価値の増加額は、約1,400法人×(約1,800万円-約480万円)=約185億円となり、減収見込み額の総額約2.3億円よりも大きいと見込まれる。</p> <p>以上より、税収減を是認するに足る効果があると認められる。</p>
9	相当性	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>・政策目的は、特定非営利活動法人を含む多様な主体が、これまで政府が担ってきた分野において当事者として参加、協働する場である「新しい公共」を実現することである。このように社会のあり方を大きく変革するには、特定の補助金制度の創設や特定の規制の見直しでは不可能である。とりわけ、特定非営利活動法人においては、国民の自発的な寄附等を通じた活動への支援が不可欠である。このため、今回、2に掲げた租税特別措置等をとることが必要であり、適切である。「新しい公共」宣言にお</p>

		いても、思い切った制度改革や運用方法の見直しの必要性がうたわれているところ(「新しい公共」宣言 要点)。
	他の支援措置や義務付け等との役割分担	(特定非営利活動法人に関しては、2.に掲げた租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。)
	地方公共団体が協力する相当性	・今回、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を、地方団体が条例に基づき独自に指定できる仕組みの導入を要望する(2.(7))。これは、そもそも、特定非営利活動法人は地域において様々な活動を行っており、その法人格の付与は各都道府県等が行う仕組みであることなどから、法人の存在が身近であるとされる地方団体がそれぞれ独自に指定することが望ましいためである。これにより、地方それぞれの実情に応じた、法人活動の展開が可能になる。
1 0	有識者の見解	<p>・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成 22 年 6 月 4 日) P5「...「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定 NPO の「仮認定」と PST 基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。...」</p> <p>・「市民公益税制 PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム平成 22 年 4 月 8 日) P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定 NPO 法人の認定基準(PST 等)の見直し、3 地域において活動する NPO 法人等の支援(個人住民税) ...以上の諸施策については、23 年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。...」</p>
1 1	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	_____

(別添1)

「8 有効性 適用数等」の算定根拠

1. 22年度末、23年度末の認定特定非営利活動法人数

(22年度末の認定法人数)

127 法人(21年度末の法人数) + 約 130 法人(22年度中に増える見込みの法人数) = 約 260 法人

(159 法人(22年7月1日の法人数) - 127(21年度末の法人数)) × 4 = 約 130 法人

...22年度以降の年当たりの増加法人数とみなす

(23年度末の認定法人数)

約 400 法人(本認定法人数) + 約 700 法人(仮認定法人数) = 約 1,100 法人

・本認定法人数

127 法人(21年度末の法人数) + 約 130 法人(22年度中に増える見込みの法人数)

+ 約 130 法人(23年度中に増える見込みの法人数) = 約 400 法人

23年度には、本認定においては制度的に PST の絶対値基準(要望ベースでは3,000円以上の寄附者が100名以上)が導入され、現行の PST 基準との選択制になる。その分の影響については、23年度は導入初年度であり、ほとんどが仮認定法人になると想定して考えない。

・仮認定法人数

ここでは、仮認定制度は現行の認定基準から PST 基準を除いたものと仮定。しかし、それではどれだけの法人が認定を取得するかについては皆目見当がつかないので、ここでは、本認定基準の一つである絶対値基準(要望ベース、3,000円以上の寄附者が100名以上)を満たす程度の法人が仮認定法人になりうると仮定する。

内閣府が法人に対して行った調査の個表(非公表)からは、3,000円以上の寄附金は全寄附の約70%を占める一方、100名以上の寄附者を集める法人は全体の約4%となる。そこで、両方を満たす法人は全法人の(約70% × 約4%) = 約3%と考える。

23年度末の特定非営利活動法人数は、21年度末が約4万法人で、最近は年約3,000法人ずつ増加しているため約4.6万法人(=約4万法人 + 3,000法人 × 2年)になるとすると、23年度末に仮認定法人になりうる法人数は、約4.6万法人 × 約3% = 約1,400法人となる。

この約1,400法人すべてが仮認定法人になるのではなく、一部は地方が独自に条例指定して本認定法人並みに扱われると考える。どれだけが条例指定されるかも分からないので、ここでは、仮に半分が条例指定の法人、半分が仮認定法人になるとする。したがって、ここでは、仮認定法人数は約700法人(条例指定法人約700法人)とする。

2. 条例指定を受ける特定非営利活動法人数

(23年度末の法人数)上記の考え方により、約700法人。

3. 仮認定法人数

(23年度末の法人数)上記の考え方により、約700法人。

4. みなし寄附金制度を活用する法人数

過去の年度も含めて、どれだけの数の認定法人がみなし寄附金制度を活用しているのかの正確なデータはない。そこで、過去に認定法人に対して内閣府が行ったアンケート調査結果(非公表)を踏まえ、全数を推計した。同調査によれば、回答のあった認定法人のうち、毎年約8%前後の法人がみなし寄附金制度を活用している結果となった。

したがって、

(20 年度末)93 法人(認定法人数 実績) × 約 8% = 8 法人

(21 年度末)127 法人(同上) × 約 8% = 10 法人

(22 年度末)約 260 法人(認定法人数推計。上記 1. 参照) × 8% = 約 20 法人

(23 年度末)約 400 法人(同上) × 8% = 約 30 法人

(別添 2)

「8 有効性 減収額」の算定根拠

1. 寄附金の税額控除導入に伴う減収見込み

国税約 1.2 億円、地方税約 0.6 億円

(前提)認定特定非営利活動法人に対する寄附に関して、税額控除(国税 40%、地方税 10%)を導入し、
現行の所得控除との選択性とする。

(本認定法人の総受入寄附金額)

- ・ 内閣府のアンケート調査結果(「平成 21 年度 特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」22 年 3 月 未公表)に基づき、認定 NPO 法人 1 法人当たりの受入寄附金額(中央値)は約 240 万円(前々事業年度と前年事業年度の平均)。
- ・ 全国の認定法人数。想定される認定法人数は、約 400 法人(23 年度末想定。22 年 4 月 1 日 127 法人、同年 7 月 1 日 159 法人(年換算約 130 法人)のペースで増加すると想定。)

本認定法人の総受入寄附金額は 約 240 万円 × 約 400 法人 = 約 9.6 億円(23 年度末想定)。

23 年度には、本認定においては制度的に PST の絶対値基準(要望ベースでは 3,000 円以上の寄附者が 100 名以上)が導入され、現行の PST 基準との選択制になる。その分の影響については、23 年度は導入初年度であり、ほとんどが仮認定法人になると想定して考えない。

(仮認定法人の総受入寄附金額)

- ・ 一方、仮認定制度の創設に伴う仮認定法人の数。この場合、PST に新たに導入される本認定に関する絶対値基準(ここでは「3,000 円、100 人以上」とする)を満たすレベルの法人の一部が新たに仮認定法人になるとの仮定をおく。

この基準を満たす特定非営利活動法人は、同上アンケート調査の個票(非公表)からみると、約 70% (3,000 円以上の寄附金) × 約 4% (100 人以上の寄附者) = 約 3%。したがって、この絶対値基準を満たす法人数は、約 4.6 万法人 × 約 0.03 = 約 1,400 法人(23 年度末)存在する。

ただし、ここではこの約 1,400 法人のすべてが仮認定法人になるのではなく、その半分の 700 法人が仮認定の申請を行って仮認定法人となると仮定する。ちなみに、残りの 700 法人については、仮認定の申請は行わないものの、後述(3.)の地方団体の条例指定を受けて本認定並みの法人になると仮定する。

以上を踏まえて、仮認定法人の総受入寄附金額を計算する。すなわち、仮認定の一法人当たりの受入寄附金額を、特定非営利活動法人の受入寄附金額(中央値)並みの約 9 万円(同上アンケート調査。前々事業年度と前年事業年度の平均)とすると、約 700 法人 × 約 9 万円 = 約 6,300 万円(23 年度末想定)となる。

(税額控除分の計算)

- ・税額控除割合を50%(国税40%、地方税10%)、控除限度額を所得税額の25%とする。同上内閣府アンケート調査の個票(非公表)によれば一人当たりの特定非営利活動法人への寄附金額の中央値は約5,000円。平成20年の平均所得税額は69万円(国税庁 申告所得税標本調査 平成22年3月)であり、控除限度額の平均は約17万円。ほとんどの寄附金が控除限度額には達していないと想定される。

また、税額控除額が所得控除に伴うメリットを上回れば税額控除を選択すると考えれば、ほぼすべての者が税額控除を選択すると想定される。

- ・次に、寄附金控除の適用下限額 を踏まえた税額控除対象分の寄附金額を考える。平均的な寄附の姿を想定すると、一人当たり寄附金は約5,000円であり、2,000円が適用下限額なので、3,000円が税額控除対象分となる。これを参考にして、ざっくりと寄附金の約6割が税額控除対象分とみなす。

国税2,000円。地方税(個人住民税)は現在5,000円だが、2,000円への引き下げを今回要望することを踏まえ、ここでは2,000円とおく。

- ・以上を踏まえて、認定特定非営利活動法人(仮認定を含む)に関する税額控除額(仮認定の場合でも寄附税額控除の割合は本認定と同様とする)。を荒々に計算すると、本認定法人と仮認定法人の総受入寄附金額、約9.6億円+約0.6億円=約10億円のうち6割の約6億円が税額控除対象分となる。これに税額控除割合50%をかけた約3億円(23年度末想定)が税額控除額となる。

(減収見込み額の計算)

- ・同上国税庁の統計によれば、平成20年の平均所得は526万円。この場合、年間課税所得は330~695万の間に収まることが想定され、その限界税率は20%である。

ここで平均的な寄附の姿(1人当たり5,000円の寄附)から、所得控除から税額控除への変化を考える。現状:国税は所得控除、適用下限額2,000円。地方税は10%の税額控除、適用下限額5,000円。

国税: $(5,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 20\% = 600 \text{ 円}$

地方税: $(5,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times 10\% = 0 \text{ 円}$

改正後: 国税は40%の税額控除、適用下限額2,000円。地方税は10%の税額控除、適用下限額2,000円。

国税: $(5,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 1,200 \text{ 円}$

地方税: $(5,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 300 \text{ 円}$

減収額は、 $(1,200 \text{ 円} + 300 \text{ 円}) - (600 \text{ 円} + 0 \text{ 円}) = 900 \text{ 円}$ (国税600円、地方税300円)となる。これより、ここでは税額控除の約6割が減収分に相当し、内訳は国税が2/3、地方税が1/3になるとざっくりと仮定してしまう。

したがって、税額控除の総額約3億円の6割に相当する約1.8億円(国税約1.2億円、地方税約0.6億円)を減収見込み額とする。

2. みなし寄附金の控除限度額の引き上げに伴う減収見込み

国税約 700 万円、地方税約 230 万円

(前提) 認定特定非営利活動法人に関して、みなし寄附金の控除限度額を 50%(または 200 万円)に引き上げる(現行は 20%)。

【国税】

- ・ 内閣府が実施した認定特定非営利活動法人へのアンケート調査結果(非公表。上記アンケート調査とは別のもの)によれば、回答のあった法人のうち、みなし寄附金を活用した認定法人の比率の過去 2 年間の平均は約 8%である。
- ・ 同アンケートによれば、収益事業を実施した認定法人の平均所得は約 300 万円。
したがって、現行のみなし寄附金の平均損金算入額は、約 370 万円 \times 20% = 約 70 万円。一方、改正後のみなし寄附金の平均損金算入額は、約 370 万円 \times 50% = 約 185 万円と 200 万円との比較で、200 万円となる。
ゆえに、1 法人当たりの平均損金算入額の増加額は、200 万円 - 約 70 万円 = 約 130 万円となる。
- ・ 1.と同様に 23 年度末の認定法人数を約 400 法人とおく。このうち、みなし寄附金を活用する法人の数は、約 400 法人 \times 約 8% = 約 30 法人とする。
- ・ したがって、損金算入の増加の総額は、約 130 万円 \times 約 30 法人 = 約 3,900 万円。この分の法人税減収分は、約 3,900 万円 \times 18%(所得 800 万円以下の法人税率) = 約 700 万円。

【地方税】

- ・ 法人住民税(地方税)は、法人税(国税)の 5%が道府県民税、12.3%が市町村民税となる。
したがって、法人住民税の減収分は、約 700 万円 \times (5% + 12.3%) = 約 120 万円となる。
- ・ 事業税(地方税)は認定法人の平均所得は約 370 万円なので、所得の 2.7%(所得 400 万円以下)となる。
したがって、損金算入の増加分約 3,900 万円 \times 2.7% = 約 110 万円が事業税の減収分となる。
- ・ したがって、地方税の減収分は、法人住民税と事業税の減少分である約 120 万円 + 約 110 万円 = 約 230 万円となる。

3. 個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込み

地方税約 900 万円(うち寄附金税額控除分 約 250 万円、みなし寄附金分約 650 万円)、国税約 3,500 万円(うち寄附金税額控除分 1,500 万円、みなし寄附金 2,000 万円)

(前提) 都道府県、市町村が国税庁長官の認定を受けていない特定非営利活動法人への寄附金を条例に基づき指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除を行う。

「(寄附金税額 - 2,000 円) \times 4%」を道府県民税から税額控除、「(寄附金税額 - 2,000 円) \times 6%」を市町村

民税から税額控除。ここでは、適用下限額も 5,000 円から 2,000 円に引き下げることとする。

- ・ 試算の基本的考え方は、以下のとおり。

条例指定の対象は、認定を得ていない特定非営利活動法人(つまり、一般の NPO 法人)。

条例指定される法人のレベルについては、ここでは一方的に仮認定を受けられる程度の法人とおく(地方団体に認知されている法人 = 一定程度の寄付者から一定程度の寄附金を集めている)。

条例指定される法人のうち、都道府県からも市町村から指定される法人 1/3、都道府県のみから指定される法人 1/3、市町村のみから指定される法人 1/3 と仮定。つまり、平均税額控除率は、 $(10\% + 4\% + 6\%) / 3 = \text{約 } 6.7\%$ 。

条例指定される法人は、本認定並みの法人となるので「みなし寄附金」も適用され、それに伴う減収分も発生する。

以上を踏まえて、減収見込み額を計算する。

【地方税】

- ・ 条例指定される法人数。1.の考え方にしたがって、23 年度末で約 700 法人が条例指定されるとする。
- ・ 1 法人当たりの平均受入寄附金額。1.の考え方にしたがって、特定非営利活動法人並みの約 9 万円とみなす。
- ・ また、1.と同様に寄附金控除の適用下限額を考慮して、総受入寄附金額の約 6 割が税額控除対象分であるとする。
- ・ 以上より、約 700 法人 \times 約 9 万円 \times 6 割 \times 約 6.7% = 約 250 万円
が、条例指定される法人の税額控除額分になるが、これは新規の制度に基づくものであり、すなわち減収見込み額に等しい。

さらに、条例指定の法人が本認定並の法人となることに伴い、みなし寄附金(控除限度額 50%(または 200 万円))の適用による控除分(= 減収見込み額)を計算する(上記)。

【国税】

- ・ 条例指定を受けた 700 法人のうち 2.にならってそのうちの約 8% がみなし寄附金を活用すると仮定する。すなわち、条例指定された法人のうち、約 700 法人 \times 約 8% = 約 56 法人がみなし寄附金を活用すると仮定。
- ・ 一方、2.にもあるように、みなし寄附金の平均損金算入額は 200 万円となるので、損金算入の増加の総額は、200 万円 \times 約 56 法人 = 約 11,200 万円。この分の法人税減収分は、約 11,200 万円 \times 18%(所得 800 万円以下の法人税率) = 約 2,000 万円。

【地方税】

- ・ 2.と同様に計算すると、

法人住民税の減収分は、約 2,000 万円 \times (5% + 12.3%) = 約 350 万円となる。

事業税(地方税)の減収分は、約 11,200 万円 \times 2.7% = 約 300 万円となる。

・したがって、地方税の減収分は、法人住民税と事業税の減少分である約 350 万円 + 約 300 万円 = 約 650 万円となる。

くわえて、条例指定された約 700 法人に対する寄附金は、国税による税額控除を受けることになる。この条例指定は新たな制度なので、この税額控除分はすべて減収見込み額となる。

- ・ 1.の考え方にしたがって計算すると、
約 700 法人 × 約 9 万円 (1 法人当たりの受入寄附金額の中央値) × 約 6 割 (適用下限額を考慮にいれた税額控除分の割合) × 40% (国税分の税額控除割合) = 約 1,500 万円となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
2	要望の内容	総額型控除上限の10%引上げ等 対象者:試験研究を行った個人又は法人
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限20% 30%については平成22年度末まで 繰越期間は最長平成24年度末まで
7	必要性等	(租税特別措置等により実現しようとする政策目的) ・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ・環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。 ----- (政策目的の根拠) ・「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定) ・平成21年度環境省政策評価書
	政策体系における政策目的の位置付け	9. 環境政策の基盤整備
	達成目標及び測定指標	(租税特別措置等により達成しようとする目標) 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。 (租税特別措置等による達成目標に係る測定指標) 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較

			<p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>																																																																
8	有効性等	適用数等	<p>・利用実績 (うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>																																																																
		減収額	<p>・減収額実績 (うち、税法上の中小企業分) 平成15年度 1,046億円(21億円) 平成16年度 4,242億円(147億円) 平成17年度 5,663億円(307億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (参考) 平成21年度 2,540億円 平成22年度 2,358億円 (財務省による減収額試算)</p>																																																																
		効果・達成目標の実現状況	<p>(政策目的の実現状況) (分析対象期間:平成15年～平成19年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.33</td> <td>1.42</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.63</td> <td>2.85</td> <td>2.98</td> <td>3.22</td> <td>3.47</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.66</td> <td>2.59</td> <td>2.62</td> <td>2.66</td> <td>2.68</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.69</td> <td>1.73</td> <td>1.76</td> <td>1.79</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.98</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.48</td> <td>2.54</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44	中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49	韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47	アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68	イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08	ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54	イタリア	1.11	1.10	1.09
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																														
日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44																																																														
中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49																																																														
韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47																																																														
アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68																																																														
イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79																																																														
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88																																																														
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12																																																														
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08																																																														
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54																																																														
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-																																																														

(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況) (分析対象期間:平成15年～平成19年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.6
中国	.71	0.82	0.91	1.01	1.07
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77
イタリア	0.52	0.2	0.5	0.55	0.55

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) (分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

平成22年度の減税試算額における、総額型控除上限の引上げ効果:406億円程度

後述する研究開発税制による経済波及効果試算に基づき、平成22年度に総額型控除上限を10%引き上げなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成22年度～平成31年度の累計)を減税額割合で按分して試算:

約2,213億円(うち中小企業分:223億円)

(税収減を是認するような効果の有無) (分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

経済波及効果の試算 (8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

【総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成22年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中企庁実施)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。

平成22年度減収額 1,712億円(財務省試算)

平成22年度減収額 1.08億円(財務省試算)

平成22年度減収額 153.87億円(財務省試算)

・ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.38倍

中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果:
1.70倍

研究開発投資押上げ額2,362億円(1,712億円×1.38)

研究開発投資押上げ額:1.49億円(1.08億円×1.38)

研究開発投資押上げ額:262億円(153.87億円×1.70)

減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記基に、押し上げられた研究開発投資中長期的に及ぼすGDP押上げ効果を、マクロモデル(平成16年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成22年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次のとおり試算。

研究開発投資押上げ額:1,712億円

GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)

・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:

約9,146億円

同様の計算により、平成22年度～平成31年度までの10年間におけるGDP押上げ効果は以下のとおり。

:約60億円

:約1,015億円

【 経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

・平成22年度減収額(大企業分):372億円(財務省試算を基にした経産省試算)

・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産省試算)

・10年間(平成22～31年度)累計のGDP押上げ効果(大企業分):約1,990億円

・10年間(平成22～31年度)類型のGDP押上げ効果(中小企業分):約223億円

【 増加型・高水準型】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

増加型(大企業分)のGDP押上げ効果

			<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度減収額:62.76億円(財務省試算) ・10年間(平成22~31年度)累計で約336億円 増加型(中小企業分)のGDP押し上げ効果 ・平成22年度減収額:3.01億円(財務省試算) ・10年間(平成22~31年度)累計で約20億円 高水準型のGDP押し上げ効果 ・平成22年度減収額:19.08億円(財務省試算) ・10年間(平成22~31年度)累計で約103億円
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国においては、企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%、韓国に次いで2番目)、企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。 ・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・予算上の措置(補助金)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-